

「中間的な結果報告」受領後の手続きについて

1. 「中間的な結果報告」の受領（ダウンロード）について

訪問審査からおおむね6～8週間後、病院機能評価 ファイル送受信システム（以下「送受信システム」という）にて「中間的な結果報告」をダウンロードすることが可能になります。

送受信システムおよび登録されたアドレス宛にメールにてお知らせしますので、内容のご確認をお願いいたします。

2. 「補充的な審査」について

「中間的な結果報告」において指摘された所見を受けて改善を図り、「補充的な審査」を受審することができます。「補充的な審査」の対象は原則として評価C/IVの項目のみとなります。

なお、「補充的な審査」は評価機構にて「中間的な結果報告」を送受信システムに公開後おおむね2ヶ月以内に機能種別ごとに実施します。

(1) 評価C/IVの項目がある場合

- 「中間的な結果報告」の内容をご確認のうえ、「補充的な審査」を受審意向するかどうかを必ず選択※してください。
- 評価C/IVの項目がある場合でも、短期間での改善が難しい場合など、病院の判断により「補充的な審査」を受審せず、認定の判定についての審議を行うこともできます。
- 審議の結果「改善要望事項」が示された場合は、最終の「審査結果報告書」受領後に再審査もしくは確認審査を受審することができます。

※ 複数の機能種別を同時に受審した場合、評価C/IVの項目が付された機能種別ごとに「補充的な審査」の受審意向を選択してください。

(2) 評価C/IVの項目がない場合

- 「補充的な審査」の対象となる項目がないため、「補充的な審査」を実施せずに認定の判定についての審議を行います。（手続き不要）
- なお、事実誤認などについて意見を述べる場合は、「中間的な結果報告」を公開後1週間以内に当機構へ電話またはメール (shinsa@jcqhc.or.jp)にてご連絡ください。また、公開後1ヶ月以内に記載内容が実態と異なることがわかる資料を2部提出してください。（通常よりも1～2ヶ月程度、認定の判定についての審議が遅くなります）

3. 「補充的な審査の受審意向」（申し込み）について

「中間的な結果報告」を送受信システムに公開した日の翌日から1ヶ月以内に、「補充的な審査の受審意向の登録について」のファイル内に記載されているURLより、「補充的な審査」の受審意向の手続きを必ず行ってください。

(1) 「補充的な審査」を受審する場合

- 「補充的な審査の受審意向」を登録するとともに、期日までに対象項目（評価C/IVの項目）について、改善の取り組みが確認できる資料を2部郵送してください。
- 資料の作成にあたっては、別紙「記載例」を参考にしてください。

(2) 「補充的な審査」を受審しない場合

- 「中間的な結果報告」の内容に基づき認定の判定についての審議を行います。

4. 「補充的な審査」の実施について

「補充的な審査」は評価機構にて「中間的な結果報告」を公開した日の翌日から2ヶ月以内
に実施します。「補充的な審査」の方法は「書類等による審査」と「訪問による審査」があり
ます。

審査方法は評価 C/IVの内容、およびご提出いただいた改善の取り組みが確認できる資料に
基づき評価機構の判断により決定させていただきます。

なお、「訪問による審査」の場合の実施日については審査方法を決定次第、評価機構と病院
間で調整させていただきます。

5. 補充的な審査の評価料について (1 機能につき)

形態	サーベイヤ	定価 (税込)
書類のみ	—	88,000 円
訪問	1 名	198,000 円
	2 名	330,000 円
	3 名	462,000 円

6. 「補充的な審査」の結果について

認定の判定についての審議は、「中間的な結果報告」および「補充的な審査」の結果に基づ
き行います。

「補充的な審査」にて改善が認められた項目は再評価され、最終の「審査結果報告書」に反
映されます。

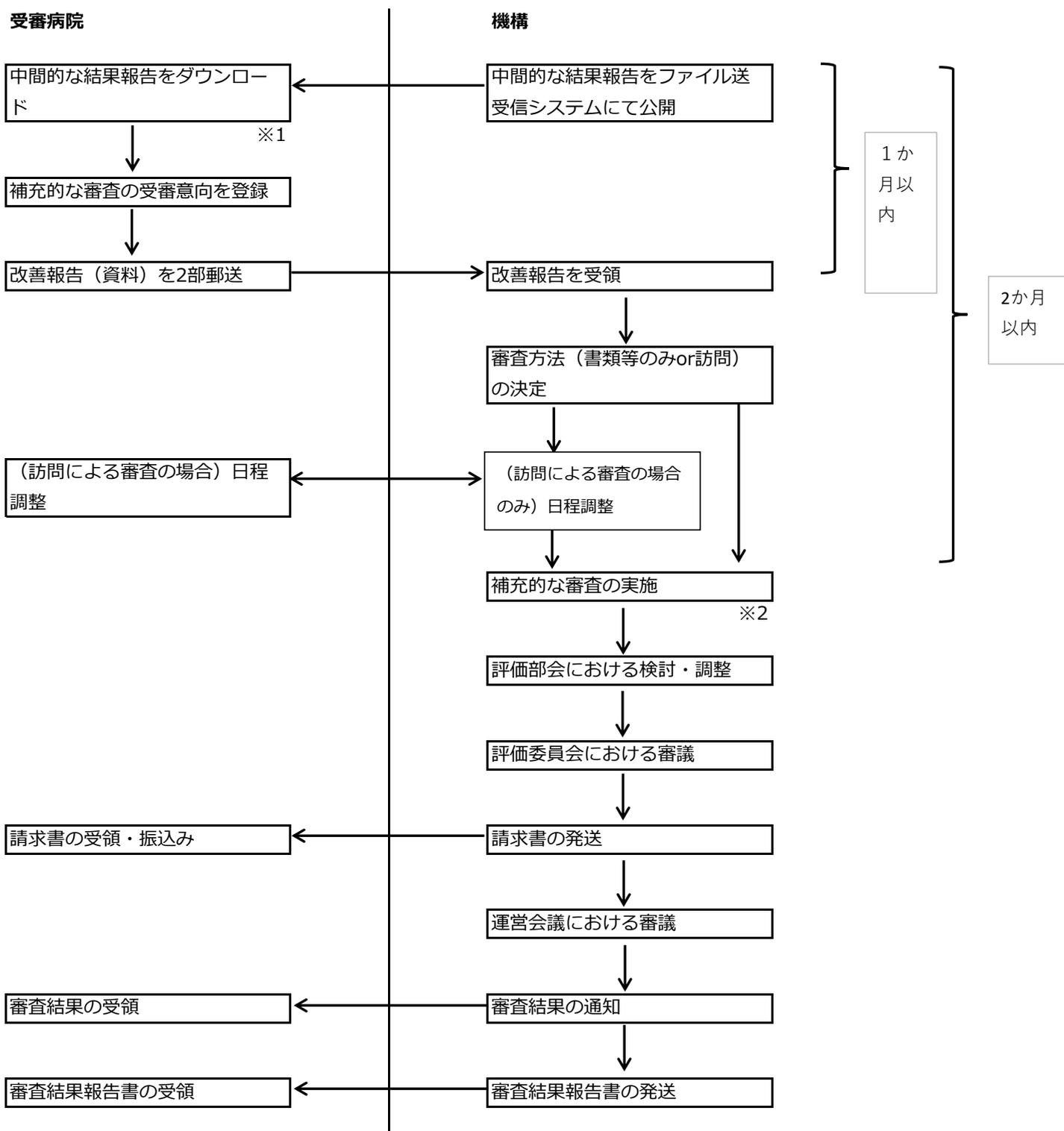
継続的な取り組みが必要と判断された場合や、「補充的な審査」の時点では取り組みの結果
が確認できなかった場合など、評価の変更には至らない場合もあります。

7. 「中間的な結果報告」に関する疑義の確認について

評価 C/IVの項目について、「中間的な結果報告」に記載されている内容が実態と異なると思
われる場合などは、「補充的な審査」において疑義の確認を行うことができます。

- ・ 疑義の確認は文書にて提出してください。
- ・ 該当する項目について、報告書に記載されている内容が実態と異なることがわかる資
料を2部提出してください。
- ・ 疑義の確認についての判定は、「補充的な審査」を通じて行います。

< フロー図 >



※1…中間的な結果報告でC評価がない場合は補充的な審査は行わず、評価部会・評価委員会における審議に移ります

※2…補充的な審査を「訪問」で実施する場合は訪問日程が決定次第、請求書を発送いたします

評価C/IVの項目に対する改善の取り組み報告

項目 No.	評価項目	指摘内容(該当所見)	取り組み内容	添付資料
2.1.5	薬剤の安全な使用に向けた対策を実践している	ICU に、急速静注が可能なアンプル型のカリウム製剤が定数配置されている。ICU からの撤去またはプレフィルド型の導入など、早急な改善が求められる。	カリウム製剤を ICU から撤去するとともに、必要時には薬剤部より注意喚起の文書を付したうえで払い出すこととした。	<ul style="list-style-type: none"> ■資料 1-1 検討の議事録 ■資料 1-2 ICU 配置薬の一覧 (新/旧) ■資料 1-3 薬剤管理マニュアル (新/旧) ■資料 1-4 職員への周知資料
4.2.3	職員の安全衛生管理を適切に行っている	手術室でホルマリンの原液の希釈・分注が行われているが、作業環境測定が実施されておらず、換気扇等もない。	ホルマリンの希釈・分注作業を廃止し、あらかじめ希釈・分注済の製品に切り替えた。 作業環境測定を実施した結果、第一管理区分で適切な環境であることを確認した。今後も定期的に環境測定を実施していく予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ■資料 2-1 検討の議事録 ■資料 2-2 分注済の製品の納品書、ホルマリンの管理表 ■資料 2-3 ホルマリン取扱マニュアル (新/旧) ■資料 2-4 職員への周知資料 ■資料 2-5 手術室の作業環境測定結果 物処理規程」(改訂前/改訂後) ■資料 2-6 職員への周知資料

※ 次頁の注意事項を必ず確認のうえで、資料を作成のうえご提出ください

改善の取り組みが確認できる資料作成に関する注意事項

「補充的な審査」の審議においては、「改善の事実」だけでなく、「継続性」や「実績」が重要なポイントになります。特に一般病院3や更新受審の病院においては、より重点的に確認したうえで評価します。

したがって、改善の取り組み状況・実績を十分に確認できるよう、評価C/IVとなった評価項目に関する資料のご提出にあたっては、下記の要素を満たす形でお願いいたします。

- ① 改善の取り組みについて、院内で検討した会議・委員会等の記録
- ② 改善の取り組みの具体的な内容と実施状況（開始時期、改善前と改善後の写真など、5W1Hで）が分かる資料
- ③ 改善実績がなく、これから予定しているものについては、計画や進捗状況が具体的に分かる資料
- ④ 改善の取り組みについて、院内に周知したことが分かる資料（イントラネットの周知文やメール分、院内掲示、研修など）
- ⑤ 取り組みをきっかけに作成、または改訂した規程やマニュアルなど（新旧が分かるよう、マーカーなどで表記してください）
- ⑥ 各種資料には番号を付すなど、どの項目に対応する資料であるのか、明確に表示してください。また、審査を円滑に進めるため、該当資料において根拠となる箇所がどこであるのかが、明確に分かるようマーカーをつけるなど工夫してご提出ください。